

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料、手数料の減免		
根拠例規及び条項		多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例(昭和34年条例第18号)第4条		
所 管 部 課 名		経済部 陶磁器意匠研究所		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市陶磁器意匠研究所設置及び管理に関する条例(昭和34年条例第17号) ・多治見市陶磁器意匠研究所研究生養成規則(昭和34年規則第19号) 		
	基 準	研究生のみ減免対象とする。		
	設定年月日	昭和34年10月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 1日		
	設定年月日	昭和34年10月1日	最終変更年月日	
備 考				